

令和8年4月9日

令和8年度 熊本県立芦北高等学校 部活動に係る活動方針

1 目標

部活動の振興により、生徒の自己肯定感を高め、個性の伸長と生徒交互の親睦を深めるとともに、体力、精神力、人間力の向上を図る。

2 本校の部活動

(運動部)

陸上競技部 サッカー部 バレーボール部 バドミントン部 野球部
剣道部 弓道部 空手道部 バスケットボール部 新体操部 相撲部

(文化部)

茶道部 食物部 測量部 クリエイティ部

3 部活動顧問等

部活動顧問は、部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長の責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

- (1) 部活動顧問会を適宜開催し、本指針に係る内容の共通理解を図るなど、適切な部活動の推進に努める。
- (2) 各部活動の生徒代表者会や部活動集会等を開催し、意義の周知を図るなど、部活動全体の活性化につなげる。

4 経費

経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努める。

5 活動等

部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・休養日及び大会参加日等）を所定のファイルに入力し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(1) 活動日及び休養日等

ア 1週間の活動日は、5日以内とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（準備・後片付け等の時間は除く）

ウ 長期休業中は、その意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。

エ 原則として定期考査の1週間前から考査終了日前日まで、部活動を停止する。

オ 校長は、学校の特色、生徒の実態、競技の特性及び大会スケジュール等により、上記ア及びイを超えて活動日・活動時間を設定することができる。

ただし、その場合であっても、休養日を週1日以上設けることとし、さらに、週当たりの活動時間については16時間未満を目安として設定することとする。

カ 上記オに該当する部活動を以下のとおりとする。
陸上競技部、バレーボール部、野球部、剣道部、空手道部
バスケットボール部、新体操部、相撲部

(2) 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、部活動顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得る。

(3) 生徒の安全確保

練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）や気象庁が発表する情報等に十分留意する。気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わないこと、落雷等の危険がある場合はためらうことなく屋外での活動の中止や延期等を行うこととする。また、大会等への参加についても同様とする。

(4) 大会への参加

大会等への参加は、高体連、高文連、高野連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部活動顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。